

長野市監査委員告示第15号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成26年7月28日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	小林義直
同	小林治晴

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>Ⅱ 公有財産の資産評価</p> <p>1. 資産評価について （監査の結果等） <長野駅東西自由通路></p> <p>【意見】（報告書 60 ページ） 普通財産は、原則として売却可能資産に分類しうるものだが、それは「現に公用もしくは公共用に供されていない公有資産」を云うのであって、「長野駅東西自由通路」には、公共用に供されている通路も含まれている。</p> <p>「長野駅東西自由通路」は、〔通路〕と〔自由通路広場等〕に大別されるが、当初の協議における財産区分では「長野駅東西自由通路」を一括して、全てを普通財産としている。それ故、当初の協議における財産区分に問題ありと考えられる。</p> <p>当時の条例に於いて、貸付の発生が想定される場合には、普通財産として取り扱った経緯があるとはいえ、〔通路〕として使用している部分と、イベント等で多目的に活用する〔自由通路広場等〕の部分に区分し、現状の用途に則した分類をされたい。</p> <p>「長野駅東西自由通路」 〔通路〕 → 行政財産 〔自由通路広場等〕 → 普通財産</p> <p><もんぜんぷら座></p> <p>【意見】（報告書 61 ページ） 「もんぜんぷら座」については、行政財産である「もんぜんぷら座の建物」のうち、テナント等に貸付をしている部分を普通財産としている。</p> <p>売却可能資産は、普通財産及び用途廃止を予定している行政財産であるため、建物の普通財産は売却可能資産となる。その一方で「もんぜんぷら座の土地」は全て行政財産となっている。</p> <p>「建物の区分所有等に関する法律」いわゆる、区分所有法における敷地利用権の考え方からすれば、建物のうちテナント等に貸付をしている部分は普通財産として、当該部分を行政財産から区分をしているので、区分所有建物の専有部分と考えられる。</p>	<p>「長野駅東西自由通路」は本市と JR が区分所有しているが、JR 分と一体管理していることや、多くの人々が集まる場所であり、様々な利活用の要望があることなどから、施設がより有効に活用されるよう「普通財産」として管理をしている。</p> <p>現在、「長野駅東西自由通路」に接続する長野駅善光寺口整備や、第二駅ビルの建設が進められ、また、長野市観光情報センターの増改築も予定されている。これらの施設の完成後は、新たな機能や動線が発生し、利用形態の変化などが予想されることから、施設の所管をはじめ、維持管理や活用方法などを庁内関係各課と検討し、JR との調整を行っている。</p> <p>「行政財産」「普通財産」の区分については全ての施設が完成した時点で、その現状の用途に則した分類としていきたい。</p> <p style="text-align: right;">（管財課・駅周辺整備局）</p> <p>もんぜんぷら座の土地については、今後、総務省から示される予定の新地方公会計制度の基準に基づく市の方針が決定した後、「建物の区分所有等に関する法律」の敷地利用権の考え方も参考にし、適切に資産区分が図られるよう検討する。</p> <p style="text-align: right;">（まちづくり推進課）</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: right;">（続き）</p> <p>そこで、建物だけでなく土地についても、区分所有法の考え方を取り入れれば、土地も普通財産に区分される部分が出てくる。普通財産とした建物面積に対応するところの土地（敷地利用権相当分）については、建物と同様に普通財産として分類する方法も考えられる。</p> <p>「売却可能資産」は市場性を有し、市場価値が客観的に把握され、且つ資産・債務改革の推進にあたり重要となる資産である。また、財務書類の貸借対照表では別建てで計上を行う。</p> <p>その背景には資産・債務に関する情報開示と適正な管理を一層進めるとともに、債務圧縮や財源確保を図るため、遊休資産や未利用資産等については、売却や貸付等に積極的に取り組むことが求められていることにある。</p> <p>今後、総務省から示される新地方公会計制度の基準に基づき「売却可能資産」と「有形固定資産」を明確に区分し、適切な減価償却を行うことを望む。</p> <p>2. 減価償却について （監査の結果等）</p> <p>ア 【意見】（報告書 98 ページ）</p> <p>「長野市財務書類 4 表」に挙げてある分析の指標は、歳入対資産比率、純資産比率、社会資本等形成の世代間負担比率、基礎的財政収支の四つである。例として比較した各市を見ると、長野市より多くの分析の指標を載せているところのほうが多い。中には、「地方公共団体における財務書類の活用と公表について」で示されている分析の指標のほとんどを載せている市もある。また、分析の説明についても、他市を見ると長野市より詳細に載せているところが多い。</p> <p>財務書類の主たる利用者は住民である。住民のニーズを踏まえた分析を行い、住民にとって有益な情報を的確に示していくことが重要である。したがって、分析の指標の数を増やすことと説明をより詳細にすることを望みたい。</p>	<p>本市では、固定資産台帳が整備途上であることなどから、現時点において分析が可能である一部の指標について、評価、検証を行っている。</p> <p>今後、国から新たな公会計基準が示された際に、改めて固定資産台帳の整備方法について再検討するとともに、有効な指標の提示も含め、市民への財務書類の分かりやすい公表に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">（財政課）</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>イ 【意見】 （報告書 98 ページ） 長野市では、財務書類の内部管理への活用を行っていないとのことである。減価償却を含めたフルコストによる事業別・施設別行政コスト計算書を作成して、財務書類の内部管理への活用を図ることを望みたい。</p> <p>ウ 【意見】 （報告書 99 ページ） 長野市では、財務書類の作成は総務省方式改訂モデルで行っている。したがって、行政財産については決算統計データから数値を持ってきているため、基準モデルの取り扱いに基づいた処理はしていないとのことである。企業会計に近い減価償却を行うためには、まず固定資産台帳が必要となる。したがって、早期に固定資産台帳の整備に取り組むことを望みたい。</p>	<p>現在の本市の行政コスト計算書は、「総務省方式改訂モデル」により作成しているため、事業別・施設別のフルコストの把握は不可能である。 今後、国から新たな公会計基準が示された際に、改めてフルコストによる事業別・施設別行政コスト計算書の作成について検討していく。 （財政課）</p> <p>現在、より正確な財産の把握や、新たな基準による固定資産台帳を見据え、その基礎となる公有財産台帳について整備が不十分な項目の調査及びデータ化作業等を進めており本年度(平成 26 年度)完了する。 今後、国から新たな公会計基準が示された際は、他の財務書類と整合する固定資産台帳の整備方法を再検討し、早期の作成に取り組む。 （管財課）</p>
<p>Ⅲ 未収金等 3. 保育所保育料 （監査の結果等） ア 督促状を発付した場合の督促手数料及び延滞金の徴収について検討改善されたい。【指摘】 （報告書 172 ページ） 保育料は、市税以外の諸収入金としての位置づけになる。保育料が滞納となった場合には督促状が発付され、要領等に基づいて手続きが進められる。この督促状には督促手数料が付され、納入期日経過後完納となるまでの期間に対応する延滞金が課されなければならない。その法的根拠は、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例第4条において、督促状又は納付命令書を発した場合には、督促手数料を徴収する。督促手数料は、督促状又は納付命令書 1 通につき100円とする。と定められている。さらに第5条では、納期限後に納付される場合においては、当該市税外収入金の金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。と定められ</p>	<p>督促手数料及び延滞金の徴収については、保育が福祉的なサービスとの考えで、これまで徴収してきていなかったこと、また、中核市等の他都市においても徴収していない都市が多いことから、徴収していなかったが、期限どおりに納付する者との公平性を確保する観点から、平成 27 年度から本格施行される子ども・子育て支援新制度に併せて徴収することとしたい。 （保育課）</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: center;">（続き）</p> <p>ており、督促手数料及び延滞金を徴収しないことは本条例に違反していることとなる。督促手数料及び延滞金について徴収しない理由について確認したところ、保育自体が「支援」との考え方に立脚しているためとの回答であった。</p> <p>平成 25 年 9 月 20 日実施の「保育料等に関する調査表」の提示を受けたが、この資料によると、回答のあった中核市 39 市において、督促手数料を徴収しているとした市の数は 9 市、徴収することを検討中が 4 市、それ以外は検討無との回答であり、長野市も検討なしと回答している。</p> <p>しかしながら、市の条例において督促手数料及び延滞金について定められている以上、これを無視することはできない。よって、督促状を発付した場合の督促手数料について徴収の方向で検討改善されたい。加えて、督促事由発生後、完納されるまでの延滞金についても同時に検討改善されたい。</p> <p>イ 保育士の意見を聴取したうえで、保育料滞納額徴収事務手続きに関する要領等について検討されたい。【意見】</p> <p style="text-align: center;">（報告書 172 ページ～173 ページ）</p> <p>滞納額が発生した場合に採られる一連の手續きについては 4 つのパターン化したオペレーション図があるが、この図について聞き取りを行ったところ、このオペレーション図は過去において実務上の対応を考えなければならない必要性から作成されたものであり、滞納債権の回収マニュアルとするには不足しているとのことであった。それ故にオペレーション図では、法的措置についての流れが不明であり、実際に法的手續きはとられていない。</p> <p>基本的に園児保護者と密接な関わりを持つのは現場の保育士であり、このような観点からすると、一度現場保育士の意見を聴取し、必要があればその意見を参考に保育料滞納額徴収事務手続きに関する要領を検討することも必要と判断した。</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>保育料滞納額徴収事務手続きに関する要領等については、現在、滞納処分までの法的措置についての事務フロー図を作成し、更に滞納処分までの事務について整理している。</p> <p>今後、滞納処分による滞納債権の回収ができるよう、保育士の意見等を聴取した上で、現在のマニュアルを見直す。</p> <p style="text-align: right;">（保育課）</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: right;">（続き）</p> <p>よって、滞納が発生した場合の、保育料滞納額徴収事務手続きに関する要領の検討をされたい。</p> <p>4. 改良住宅使用料 （監査の結果等） 債権管理については、厳格性を維持して実施されたい。【意見】（報告書 183 ページ） 条例の趣旨からすると、使用料について滞納が発生したとしても、その滞納者の滞納事由や環境等によって、催告止まりの傾向が強いと思われる。しかし、小規模改良住宅は、比較的低廉な使用料によって居住することを許可されたものであり、十分その恩恵は受けていると思われる。 滞納者に対する事務処理要領では、分割納付誓約について協議することを求めていると解せる。また、保証人に対する求償を行っておらず、債権管理については厳格性を維持して管理することが必要と考える。 以上のことから、本債権の法的根拠及び徴収方法について再度検証を行い、定期的な徴収体制等について研究し、過年度滞納の徴収率を向上させることは難しいとしても、少なくとも現年度繰り越しを抑え未収金を圧縮させる手法を検討されたい。</p> <p>5. 市営住宅及び駐車場使用料 （監査の結果等） ア 悪質かつ長期滞納者に対抗するための権限の強化について検討されたい【意見】（報告書198ページ） 悪質かつ長期滞納者は、一方的な持論によって家賃の支払いを履行しない者がいる。これに対抗するには法的措置で戦うしか方法はない。例えば、裁判所を通じて支払督促を実行する場合、支払督促の申立→督促異議がない場合→仮執行宣言の申立→仮宣言付支払督促異議がない場合→支払督促の確定の手順を踏んでいく。しかし、督促異議が生じた場合には、訴訟に移行することとなり、訴訟するには議会の議決が必要になってしまう。そうすると訴訟</p>	<p>債権管理の厳格性の維持については、小集落改良住宅使用料の滞納者に対する事務処理要領に基づき、連帯保証人への催告や分割納付誓約の徹底を図り、滞納額が増加しないよう改善を図る。 （人権同和政策課）</p> <p>「市長専決処分」については、地方自治法第 180 条に「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にできる」と規定されており、一義的には議会の判断によるものである。 今後、他市における「市長専決処分」の状況等も踏まえ、調査・研究していきたい。 （住宅課）</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: right;">（続き）</p> <p>を継続するのは難しい事から、中々今までは支払督促の手続きに踏み込めず、思うような債権回収に至らない。</p> <p>このような状況を踏まえ、支払督促に対して債務者より異議が生じた場合には市長専決処分により訴訟係争ができるよう検討されたい。</p> <p>イ 生活弱者世帯に対する家賃滞納債権につき処理が進む方法を検討されたい</p> <p>【意見】（報告書198ページ）</p> <p>生活保護世帯、母子世帯、障害者等の世帯等で、明らかに生活弱者と思われる世帯において、長期滞納者又は長期滞納を原因とした高額滞納者について対応はどのようにあるべきかを考える必要がある。</p> <p>そもそも市営住宅家賃は、入居者の収入を前提に家賃が決定されるが、生活弱者の場合には収入だけで判定されるのは不十分な部分があると思われる。例えば生活保護の場合には最低限の扶助費であり、母子家庭では、子供の成長にどれだけのお金をかけるかによって違ってくる。また、障害の程度によっては介助器具等のコストの問題によっても違ってくる。</p> <p>このように生活弱者世帯の場合、長期滞納債務者に該当した場合どのような対応をしたら良いのかを検証するべきである。生活弱者といっても、個々の状況により対応は違ってくると思われる。当然、支払督促は実行されるべきであるとは考えるが、明渡訴訟に踏み切るとは制度の趣旨からして難しいと思われる。しかしながら、速やかな債権処理を念頭に置けば放置はできない。従って、市長専決処分により裁判所を利用した調定・即決和解等について検討されたい。</p>	<p>現在、議会の議決を経て裁判手続きを開始したものについては、調停・即決和解に積極的に応じている。</p> <p>「市長専決処分」については、地方自治法第 180 条に「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にできる」と規定されており、一義的には議会の判断によるものである。</p> <p>今後、他市における「市長専決処分」の状況等も踏まえ、調査・研究していきたい。</p> <p style="text-align: right;">（住宅課）</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>6. し尿処理手数料 (監査の結果等)</p> <p>ア し尿処理手数料の滞納者に対するし尿処理記録簿の整備を図られたい。【意見】 (報告書 207 ページ～208 ページ)</p> <p>実施した監査の結果等に記載したケースは、納期が 4 期（10 月末日）の手数料について口座振替が出来なかったことにより、改めて 11 月 20 日期限の納期を定めた納付書を送付したものである。しかしながら、納付が確認されなかったことで、納付期日経過後約 5 ヶ月で催告状の送付記録となっているが、督促状の発付記録の記載はなかった。</p> <p>よって、し尿処理手数料が納期限に納付されなかった時点からの記録を明確に記すべきであり、特に督促状の発付日は重要事項であるので明確に記載するよう整備されたい。</p> <p>イ 滞納者の相談窓口を設置していることを告知し、納付誓約書を積極的に取り付けられたい。【意見】 (報告書 208 ページ)</p> <p>し尿処理手数料の滞納者に対する事務処理要領第 4 条（納付誓約）において、分納誓約の規定があるが、平成 24 年度においては、新たに分納をした件数は 0 件である。</p> <p>については、同要領第 4 条において、分割での手数料納付の相談を受けた場合と規定されていることから、し尿処理を実施した際、受益者に渡す通知書等に、「分割納付の場合の受付窓口等」のより明確な告知を行うなど受益者との接触を積極的に働きかけたい。また、滞納者に対して積極的な対応をすることで、納付誓約書を取り付けるよう努力されたい。</p>	<p>督促状については、条例に基づき期別に定めた年間スケジュールにより漏れなく発付している。また、発付記録については、数量的に手作業での記載（月 400 通）が困難であることから、一括して発付データを記録簿に反映できるよう現行のし尿処理システムを改修（26 年 4 月～6 月）し記載することで改善を図る。</p> <p>(生活環境課)</p> <p>し尿処理手数料催告状について、「納付相談について」の案内文を記載（26 年 4 月 10 日）し告知することで改善を図った。</p> <p>(生活環境課)</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>7. 住宅新築資金等貸付金 (監査の結果等)</p> <p>ア 滞納率の低下となる方策の検討をされたい。【意見】 (報告書216ページ) 本件事業に関して、現在も償還が続いている貸付件数43 件に対して、滞納件数31 件は、滞納率70%を超えた数字となり、所管課で管理できていないと判断されても仕方のない事実となってしまっている。確かに制度の趣旨等を無視した行動はできないと考えられるが、滞納率70%超はあまりにも高すぎる割合となっており、約定通り納付している本制度の利用者との不公平感を招くことに直結する。 住宅新築資金等償還金の滞納者に対する事務処理要領の第7 条以降の条項について、現在の延滞債務者との関係をしっかりと位置づけ、滞納率が低下するように厳格に対応されたい。</p> <p>イ 長期延滞債務者については、保証人の見直しを実行されたい。【意見】 (報告書216ページ) 長期延滞債務者について保証人に対して未収債権の請求を積極的に行っていないようである。その理由として、契約締結時に債務者本人の所得等調査は実行しているが、保証人についてはまだ所得調査を行っていない。また、保証人は保証人の立場にありながら、債務者としての立場にもあり、相互保証している事実も中にはある。つまり、保証人は保証人としての能力があるかどうか不明であり、共倒れする債務者も発生する懸念があることから、保証人に直接の請求をしていないようである。 確かに一般の民間金融機関のように貸付を目的とする趣旨そのものと性質が異なるため、このような事態になったと推測できるが、滞納率があまりにも高い現状では、保証人についても直接交渉を検討せざるを得ないケースも今後は発生すると思われる。そうなったときに困らないよう</p>	<p>滞納率の低下に向けた方策の検討については、夜間や休日の訪問等、滞納者への働きかけを強くするとともに、悪質な滞納者に対しては、法的な措置も検討する。 (人権同和政策課)</p> <p>長期延滞債務者に係る保証人の見直しについては、現在の連帯保証人を見直すことは困難な状況であるが、連帯保証人が保証人としての能力があるかどうか等、実態把握に努める。 (人権同和政策課)</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: right;">（続き）</p> <p>に、保証人について独自の検討を行い、要領等も含めたところで見直しの実行をされたい。</p> <p>9. 空き店舗活用事業補助金返還金 （監査の結果等）</p> <p>【意見】（報告書 227 ページ） 本件補助金は、長野市商業振興事業補助金交付要綱、長野市補助金等交付規則等によって、細部にいたる規定がなされている。本件のように交付の条件違反となった場合には、補助金の返還請求権が生じることとなり、事業者においても補助金を事業資金の一部として認識している以上、返還請求の原因が生じると負担は大きくなってしまいう可能性がある。</p> <p>事業者より申請書の提出があった場合に、担当課では対象事業者に対して、交付の条件等につき説明し、条件を満たせなくなった場合には返還請求権が生じること、またその返還請求権に応じなければならないことを口頭にて説明しており、理解を得ているようであるが、重要な事項であるため、後日の争いにならないよう配慮するとともに、速やかな返還が履行されるよう書面にての説明とその書面において、対象事業者が説明を受けて了解した旨の記録が残るような書面を作成することについて検討されたい。</p> <p>11. 生活保護法に基づく返還金 （監査の結果等）</p> <p>ア 督促手数料、延滞金の徴収についての条例に基づいた運用がされていない。</p> <p>【指摘】（報告書 244 ページ） 生活保護費返還金は非強制徴収公債権であり、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に該当する。「市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」において地方自治法第 231 条の 3 第 1 項の歳入について別の法令又は条例に定めがあるほか、督促手数料及び延滞金について規定している。本生活保護費返還金については特段の定めがされておらず督促料及び延滞金は徴</p>	<p>空き店舗活用事業補助金返還金の補助金の返還請求に係る書面作成等については、長野市商業振興事業補助金交付要綱を改正（平成 26 年 4 月 1 日施行）し、交付申請時の関係書類に返還に関する「誓約書」を新設、加えて補助金交付決定通知書にも返還に関する事項を明記し、事業者の返還金に関する誓約を書面で取り付けることで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（産業政策課）</p> <p>督促手数料、延滞金については、債務者がもともと被保護者であり、返還金等となる収入を生活費として費消しているケースがあり、徴収することが困難であるため、返還金等を少しずつでも納入してもらうよう、納入期限前に分割納付の手続きを指導している。</p> <p>なお、他の中核市においては、被保護者からの延滞金等の徴収が困難であることから、減免の規定を設けているところもあるので、他市の状況を調査し、減免規定を整備する。</p> <p style="text-align: right;">（厚生課）</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: right;">（続き）</p> <p>取しない根拠が明示されていない。実務上は履行延期承認通知書の付帯債権欄の債権金額は記入されておらず、記録からは延滞金等の徴収計算はされていない。債権者は生活困難で生活費として費消し、また多くのケースでは生活保護を受けており延滞金の回収が困難なケースも多いと考えられる。上記条例第 6 条では必要と認めた場合は、延滞金の減免をすることができる旨の規定があるが具体的免除の規定は定められていない。実情を考慮し延滞金の免除・減免規定を整備し対応すべきである。</p> <p>イ 不正受給者への対応【意見】 （報告書 244 ページ） 平成18年 3 月30日付社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適性に運営するための手引」において告訴等の手順が示され、長野市においても「不正受給事案の告訴等の検討を行う判断基準」（平成22年3月31日）が定められているが、告訴した事案はない。 自治体が、市民に対して、裁判手続をとったり、あるいは告訴をすることは感情として積極的になれないが、78 条における不正受給者のうち、悪質な者に対しては、生活保護法ないし刑事上の処罰規定を明記して、場合によっては長野市においても、告訴等を検討することもある旨をより明確に周知し支払いを求めるべきである。</p> <p>ウ 履行延期、分割納付、徴収停止、債務の免除、法的措置をすべき債権管理区分を明確に管理すべきである。【意見】 （報告書 245 ページ） 滞納者の返還金・徴収金滞納整理簿を確認したところ、1 件について記録からは平成 25 年 1 月 30 日承認の履行延期について「債権の内容」の欄は非承認と記録されたままになっており、時効管理の上で、適時に正確な記録を残されたい。又、不納欠損の記録からは、転出先が不明となっているが徴収停止がされていない事例、履行延期</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>不正受給者への対応については、対象となりそのような事案に対して、訪問指導等により納付を催促するとともに、告訴等も検討する旨を周知し、少しでも徴収できるよう、分割納付を勧める。 指導等に従わない場合は、「不正受給事案の告訴等の検討を行う判断基準」に基づきケース検討会議を開催し、告訴等を検討する。 （厚生課）</p> <p>「返還金等の滞納者に対する事務処理規定」に基づき、ケース会議の協議を行い、履行延期・分割納付・徴収停止等を行う。 また、それらの処分について、返還金・徴収金滞納整理簿に記録し、債権管理を行う。 なお、整理簿については、ケースワーカーが実施した内容を記録している。 （厚生課）</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: right;">（続き）</p> <p>申請の再提出がされておらず債務の承認が不完全で時効中断できない事例、死亡の確認が遅れて時効の中断ができない事例があった。</p> <p>平成 22 年度、23 年度、24 年度と毎年未収金額が増えており、過年度分の未収も結果増加している。事務処理規定では履行延期による分割納付の件数は 183 人となっており、履行延期の手続を精力的に進めているが、履行延期を確実に実施し時効の中断を行い、履行延期できないケースについては徴収停止や債務の免除、法的措置を検討すべきである。そして、最終的に手段を尽くしたが回収できない債権は不納欠損することになる。それぞれの個別の事情を考慮し、これらの区分を明確にすることにより債権管理を効率化し、回収を図るべきである。</p> <p>12. 児童手当返還金 （監査の結果等）</p> <p>ア 督促手数料、延滞金について条例に基づいた運用がされていない。【指摘】 （報告書 250 ページ）</p> <p>児童手当返還金は非強制徴収公債権であり、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に該当する。「市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」において地方自治法第 231 条の 3 第 1 項の歳入について別の法令又は条例に定めがある場合を除き、督促手数料及び延滞金を徴収することを規定している。</p> <p>本児童手当返還金については特段の定めがされておらず督促手数料及び延滞金は徴収することになると判断される。従って条例や規定で特に定めがないまま督促手数料や延滞金を徴収しない状態を継続することは望ましくないと考え。制度上督促手数料、延滞金の免除や減免が必要な場合は条例や規定を実情に合わせ整備し適切な督促手数料、延滞金の管理を実施すべきである。</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>督促手数料、延滞金を徴収していなかったことについては、法律の解釈を誤っており認識不足が原因であった。</p> <p>現在、児童手当は専用のシステムで支給しているため、今後の督促手数料及び延滞金の徴収については、平成 27 年度に現行のシステム改修を行い、導入していく予定である。</p> <p style="text-align: right;">（子育て支援課）</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>イ 必要な未納者の記録を漏れなく保管管理されたい。【意見】（報告書 250 ページ） 未収金の管理は児童手当債権納入計画・管理表により行われている。24 年度末の未収金 19 件のうち 8 件について経過の記載がないものがある。経過の記載されている記録や書類は今後の督促の実施方法の決定、未納者との交渉及び不納欠損処理等に必要不可欠であり、保管の必要がある。</p>	<p>24 年度末の未収債権の中で、経過の記載がなかったものがあったことについては、引継ぎ漏れによるデータの消失が原因であると考えられる。 今後は、データを所属の共有フォルダに保存することで明確にし、漏れなく引継ぎをしていくことで改善を図る。 なお、経過の記載がなかったものについても、経過の再確認を行い、時効が確認できたため、25 年度末に全て不納欠損処理を行った。 (子育て支援課)</p>
<p>ウ 支払い能力のある滞納者の徴収を徹底されたい。【意見】（報告書 250 ページ） 24 年度末の未収金残高の内、2 件は所得制限額を超えたため過払い金となった受給者であり、また 1 件は公務員、1 件は配偶者が公務員であり支払い能力があると考えられる。納入指導等経過表の記録から納入通知を毎年送付しているが、それ以上の回収手続は確認できなかった。公平性の点から時効成立前に時効の中断及び回収を徹底すべきである。</p>	<p>滞納者の徴収事務が不徹底だったことは、児童手当に係る業務量が多く、支給事務を優先したことから、納入通知書の送付以上の回収手続をすることができなかったことが原因であった。 26 年度からは、夜間に電話や訪問催告等を継続的に行うとともに、分納誓約（債務承認）を書面にて提出してもらい、時効の中断をしながら、積極的に回収することで改善を図る。 (子育て支援課)</p>
<p>エ 滞納者に対する事務処理規定を整備されたい。【意見】 (報告書 250 ページ～251 ページ) 児童手当返還金について納付のない者に対する事務処理規定が定められていない。そのため、【督促】、【納入指導】、【催告】、【記録】、【履行延期】、【分割納付】、【徴収停止】等の具体的事務について定め、執行すべきである。 また、これらの債権発生（納入通知日）、督促状（指定納期限）、分納誓約の状況、消滅時効等を記入できる債権管理簿を整備する必要がある。</p>	<p>債権管理簿については、該当者が少数のため個別で管理できると考え、作成していなかった。 時効等が容易に確認できるよう、平成 26 年 3 月に「債権者一覧」を新たに作成したが、現行の児童手当専用システムに連動したものでないため、平成 27 年度に行う現行のシステム改修に合わせて、新たな個別の債権管理簿を作成して改善を図る。 また、事務処理規定については、平成 26 年度中に整備していく予定である。 (子育て支援課)</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>13. 児童扶養手当返還金 （監査の結果等）</p> <p>ア 不納欠損の決議の年度を適正に管理されたい。【指摘】（報告書 258 ページ） 児童扶養手当は非強制徴収公債権であり、時効期間は 5 年である。児童扶養手当債権納入計画・管理表について確認したところ、平成 24 年度で不納欠損処理すべきところ、2 件について決議され不納欠損処理されていないかった。 その結果、徴収すべき債権が消滅しているが、催告通知を発送する結果となっている。不納欠損処理は財務規則第 46 条で「法令の規定に基づき、時効の完成又は徴収権の消滅により欠損処分をすべきものがあるときは、歳入不納欠損調書により決議しなければならない。」となっており、不納欠損の決議を適正に管理されたい。</p> <p>イ 督促手数料、延滞金について条例に基づいた運用がされていない。【指摘】（報告書 258 ページ） 児童扶養手当返還金は非強制徴収公債権であり、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に該当する。「市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」において地方自治法第 231 条の 3 第 1 項の歳入について別の法令又は条例に定めがある場合を除き、督促手数料及び延滞金を徴収することを規定している。 本児童扶養手当返還金については特段の定めがされておらず督促手数料及び延滞金は徴収することになると判断される。従って、条例や規定で特に定めがないまま督促手数料や延滞金を徴収しない状態を継続することは望ましくないと考える。制度上督促手数料、延滞金の免除や減免が必要な場合は条例や規定を実情に合せ整備し適切な督促手数料、延滞金の管理を実施すべきである。</p>	<p>不納欠損の決議をしていないことについては、時効の中断の解釈を誤っていたため処理していなかったことが原因であった。 平成 26 年 3 月に容易に時効等を確認出来る「債権者一覧」を新たに作成し、不納欠損処理の適正な管理を行えるように改善を図った。 なお、指摘を受けた 2 件については平成 25 年度末で不納欠損処理済である。 （子育て支援課）</p> <p>督促手数料、延滞金について条例に基づいた運用がされていないことについては、県から当市に移行時に督促手数料、延滞金を徴収していなかったこと及び近隣の自治体でも徴収していないため、回収出来ないと解釈を誤っていたことが原因であった。 現在、児童扶養手当は専用のシステムで支給しているため、今後の督促手数料及び延滞金の徴収については、平成 27 年度に現行のシステム改修を行い、導入していく予定である。 （子育て支援課）</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>ウ 事務処理規定及び債権管理台帳の整備 【意見】（報告書 258 ページ～259 ページ） 児童扶養手当返還金の債権の管理については事務処理規定が整備されていないので整備されたい。生活保護費返還金の事例を参考に督促、納入指導、催告、記録、履行延期、分割納付、徴収停止、債務の免除、不納欠損等について事務処理規定を整備されたい。現在記録は「児童扶養手当債権納入計画・管理表」によって管理されているが分割納付、履行延期、督促状発行、時効成立、徴収停止等の記録が納入指導経過に記録されており、判読しないと確認できず、時効等を確実に管理できる債権管理簿を作成されたい。</p> <p>エ 児童扶養手当の返還についての周知 【意見】（報告書 259 ページ） 児童扶養手当の返還義務の主な発生理由は事実婚と公的年金受給である。返還義務については「児童手当証書」裏面には「児童扶養手当を受けている方へ」の中で手当を受ける資格のなくなった翌月から受給していた手当の総額を返還する旨を赤字で示しているが字体が小さく見落としやすい。また、「児童扶養手当を申請された方へ」の中では受給資格がなくなる場合が示されているが、返還義務については明示されていない。特に事実婚と公的年金受給により返還義務が生じることについては児童扶養手当請求時に事例を示して周知する必要がある。</p> <p>14. 母子寡婦福祉資金貸付金 （監査の結果等）</p> <p>ア 不納欠損処理については、債権放棄についての議会の承認や一定額以下の債権については市長に委任する専決条例等を整備し実施されたい。【意見】 （報告書 271 ページ） 母子寡婦福祉貸付金は、私法上の債権であるから消滅時効が完成し、時効の援用がされた時、法律上の債権は消滅する。不納</p>	<p>債権管理簿の作成については、該当者が少数のため管理できると考え、作成していなかった。時効等が容易に確認出来るよう、平成 26 年 3 月に「債権者一覧」を新たに作成したが、現行の児童扶養手当専用システムに連動したものでないため、平成 27 年度に行う現行のシステム改修に合わせて、新たな個別の債権管理簿を作成して改善を図る。また、事務処理規定については、平成 26 年度中に整備していく予定である。 （子育て支援課）</p> <p>児童扶養手当の返還義務の周知について、「児童手当証書」裏面（「児童扶養手当を受けている方へ」）の返還義務の記載文字の字体が小さいことについては、スペースがなかったためである。また、新規請求時に説明する「児童扶養手当を申請された方へ」の返還義務の未記載の原因は、児童扶養手当が所得により支給されないことがあるため、喪失による返還義務の記載は支給決定後に行うことが適当と考えていた。平成 26 年 4 月から、新規請求時に窓口でお渡しする「児童扶養手当を申請された方へ」の中で資格喪失による返納の記載を追加するとともに、口頭により周知することで改善を図った。「児童扶養手当証書」裏面の該当箇所の改善については、スペース上困難である。 （子育て支援課）</p> <p>現在、庁内関係課において、私法上の債権管理に関する条例等について研究を進めており、その進捗状況を踏まえながら改善していきたい。 （子育て支援課）</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: right;">（続き）</p> <p>欠損については、制度開始以来今日まで時効の援用に関する手続がされていないため、不納欠損処理は一度も行っていない。消滅時効は、民法第 167 条の規定により 10 年（事業開始資金や事業継続資金は、商事債権であり 5 年）である。</p> <p>平成 25 年度末で商事債権も含め 10 年を経過する債権は貸付額、利子、違約金を含め 83 件で 16,826 千円である。この内監査したサンプル記録 5 件については平成 17 年度以降指導実績がなく期間の経過とともに繰越調定されて現在に至っている。実質的に債権の回収の可能性の低い時効経過済みの債権である。水道料金のように時効経過期間後、不納欠損処理し簿外管理する方法は取られていない。</p> <p>これらの債権については、「長野市母子及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」の償還の免除規定を整備し、時効期間の経過による不納欠損を整備する方法を認める条例を整備する方法、不納欠損処理を市長に委任する条例や市長専決処分に一定金額以下の不納欠損を認める規定を整備する方法のいずれかの方法により不納欠損処理することが適切と考えられる。</p> <p>イ 時効の管理について【意見】 （報告書 271 ページ～272 ページ）</p> <p>長野市母子及び寡婦福祉資金貸付事務取扱基準及び母子寡婦福祉資金貸付金債権管理事務フローでは時効管理についての記述がなく管理方法が明確になっていない点がある。特に事業開始資金、事業継続資金の時効期間は 5 年であり、他の債権の 10 年とは異なった管理が求められる事業開始資金、事業継続資金については、償還期限から（時効中断事由があればその時点から）5 年の経過が迫っている債権については、その債権の回収の可能性を十分調査のうえ、債務承認や分割納付により時効の中断を図る必要があり事務取扱基準を整備し債権管理されたい。</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>事務取扱基準及び債権管理事務フローへの記述については、平成 26 年度中に改正の検討を行う。</p> <p>また、償還期限から 5 年の経過が迫っている債権については、再確認し、債権の回収に努める。 （子育て支援課）</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>ウ 一部納付があった場合の充当ルール 【意見】 (報告書 272 ページ) 一部納付があった場合の債権の回収の充当は、納付書に基づいて債権の消し込みがされるため、古い債権が消しこまれずに債権として残る場合がある。時効管理や納付者の違約金負担の観点から、納付者と合意のもと、古い未収金から充当することを検討すべきである。</p>	<p>納入金の消し込みについては、ザイムス会計処理をもとに入金日に処理していたことが原因であった。 平成 26 年度からは未納状況を再確認し、納付者には古い未収金に充当する確認の連絡を取ってから、消し込み処理を行うことで改善を図る。 (子育て支援課)</p>
<p>エ 期限の利益喪失条項について 【意見】 (報告書 272 ページ) 母子及び寡婦福祉法施行令第 16 条の一時償還の手続きについては、事例がなく整備されていないので、期限の利益喪失条項について整備されたい。 長野市母子及び寡婦福祉資金の貸付に係る借用書には返済が滞った場合の特約条項は定めていない。例えば「多摩市私債権等管理条例施行規則」では「償還金の支払いを継続して怠ったとき」は期限の利益を喪失させることができる旨の規定がある。現在、償還金の支払いが滞った場合でも、定められた償還期限が到来毎に債権の回収手続きを行っている。例えば月賦払いの場合は 6 ヶ月（6 回）以上支払いを怠った場合は、期限の利益を喪失できる規定を借用書特約条項、長野市母子及び寡婦福祉資金貸付規則、私債権管理条例等で定めることを検討すべきである。</p>	<p>一時償還手続きについては、長野市母子及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要領に規定されていたが、認識の誤りで実施していなかったことから、平成 26 年度から取扱要領の規定による運用について検討するとともに通知文にも記載して改善を図る。 (子育て支援課)</p>
<p>オ 滞納金額回収業務の民間委託について 【意見】 (報告書 272 ページ) 経済状況の低迷などを背景に滞納額は年々増加している。電話や文書、訪問で返済を催告するほか、生活状況によっては返済を一定期間猶予している。しかし、電話や文書を送っても連絡がないケース等があり回収できる余地がある。 長野県では母子寡婦福祉資金についてプロポーザル（提案）方式で債権回収業者を選定している他、平成 22 年度において三重県や群馬県など 13 道県が民間委託し</p>	<p>債権回収業務の民間委託については、県及び他市の状況を調査（回収率や費用対効果など）して、平成 26 年度中に検討する。 (子育て支援課)</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: right;">（続き）</p> <p>ている。福祉政策としての側面や個人情報の管理を配慮し債権の回収業務を民間委託することを検討されたい。</p> <p>16. 国民健康保険料 （監査の結果等）</p> <p>ア 延滞金の免除、減免規定を整備されたい 【意見】（報告書290ページ） 「長野市国民健康保険条例」第26条において、保険料が納期限後に納付される場合における延滞金について規定し同条3項において、「市長は必要があると認めるときは、延滞金を減免することができる。」とされている。</p> <p>平成24年11月8日に滞納に係る国民健康保険料の全額を徴収するために差し押さえ、平成25年6月18日付で取立て手続きを行い、徴収金の全額を回収した。その際、差押日以降の延滞金を「長野県徴収事務取扱要領第6章第1節第2の1(4)ア」の免除規定「滞納に係る県税等徴収金について、その全額を徴収するために必要な財産を差し押さえた場合又は納付すべき県税等徴収金の額に相当する担保の提供があった場合には、当該財産の差押又は担保の提供がされている期間（延滞金が100円につき1日4銭の割合により計算される期間に限る。）に対応する部分の延滞金額の2分の1の額を免除すること（地方税法第15条の9第4項）」を準用し、差押日から換価時点との延滞金差額の2分の1の金額を免除している。実務の執行上やむを得ない点があるが「長野市国民健康保険条例」において延滞金の免除の規定は明示されていない。平成16年の最高裁判所判決（最判平16.4.23）では「客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除することは許されず、原則として地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。」としている。職権による免除ではなく「長野県徴収事務取扱要領」に準じ延滞金の免除と減免の規定を整備し要領を定めて厳密に運用することが望まれる。</p>	<p>これまで延滞金については、地方自治法第231条の3第3項から、地方税の滞納処分の例により処分している。</p> <p>このことから、今回ご指摘いただいた案件については地方税法第15条の9第4項に基づき延滞金を1/2に免除にした法定免除である。</p> <p>今後も法に基づいた免除を実践していくこととする。</p> <p>また、延滞金の減免については、長野市国民健康保険条例第26条第3項による市長の裁量減免となり、納期限までに納付した納税者との公平を失うことのないよう特に留意し厳正に取り扱わなければならないことから、包括的な運用基準となる「長野県徴収事務取扱要領」の延滞金減免基準を準用している。</p> <p>長野市税の徴収担当課（収納課）においても延滞金の減免については、厳正に取り扱うため、「長野県徴収事務取扱要領」の基準により、県の徴収事務に合わせた運用を図っていることから、今後も「長野県徴収事務取扱要領」の基準により、県の徴収事務に合わせ厳正な運用を図っていく。</p> <p>なお、準用する際においては、準用項目の明記を徹底していきたい。</p> <p style="text-align: right;">（国民健康保険課）</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>17・後期高齢者医療保険料 （監査の結果等）</p> <p>ア 納付誓約書の事務について【意見】 （報告書 297 ページ） 納付誓約書の書式については、長野市保健福祉部高齢者福祉課で定められている。しかし、書式については、生活部国民健康保険課で作成される納付誓約書と差異が見られる。国民健康保険料の「国民健康保険料債務の承認及び納付誓約書」では、債務の承認と履行しない場合の財産の差押等が明示されている。未収金の発生防止と回収に資するため未納付の保険料債務を承認し、時効の中断についての扱いを明示する点と、誓約を履行しない場合、財産の差押・公売を受けても異議ない旨を誓約書に明示して、国民健康保険料の債権管理と統一した運用ができるよう検討されたい。</p> <p>分割納付の申し出がある滞納者に対しては、これまで通り納付誓約書を受領して分納に応じる一方で、折衝機会のない滞納者に対しても 2 年間の消滅時効が完成する前に積極的に折衝する必要がある。</p> <p>イ マニュアル等を整備して効率的債権管理をされたい。【意見】 （報告書 297 ページ～298 ページ） 「後期高齢者医療保険料の滞納整理基本方針」では 1 滞納処分の原則、2 滞納整理の具体的な方針、3 差押処分の基準が定められている。しかし、それぞれの具体的な取扱要領は定められていないケースがある。例えば、「国民健康保険料収納業務基本方針」では短期被保険証等の活用については「長野市国民健康保険短期有効期限被保険者証交付事務取扱要領」、「長野市国民健康保険短期有効期限被保険者証交付基準」が定められており滞納整理基本方針と整合して定められている。また「長野市国民健康保険滞納者対策事務処理要領」、「長野市国民健康保険滞納対策運用内規」で具体的な運用基準が定められている。これら要領等を取り入れ滞納整理では</p>	<p>意見ア、イについては、後期高齢者医療保険の保険者は長野県後期高齢者医療広域連合であることから、同広域連合の取扱いに沿った上で、他の構成市町村と整合をとった対応が必要となる。</p> <p>そのため、市独自で国民健康保険料の取扱いに準じた運用が可能かどうか検討するとともに、保険者である同広域連合に対し構成市町村間において統一した取扱いが行われるよう指導・調整を求め。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者福祉課）</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: center;">（続き）</p> <p>（１）納付督促、（２）短期被保険者証等の活用、（３）滞納処分について具体的に定められている。また滞納金額の区分により個別の管理が詳細に決められ年度収納業務事業計画により債権管理が運用されている。後期高齢者医療保険料の管理については、国民健康保険料のように差押、執行停止等の取扱要領がない。結果として財産調査や差押処分の事例がないと判断される。長野市では後期高齢者医療保険について担当職員は兼務で債権管理をしており十分な体制とは言えないが、債権の性格に近い国民健康保険課での事例を参考に要領等のマニュアルを整備し財産調査、差押処分を実施し債権区分を設け効率的債権管理を検討すべきである。また国民健康保険の納付指導員等と協力し、実態調査、自主納付等に連携し対応することが望まれる。</p> <p>ウ 納付指導員の導入の検討【意見】 （報告書 298 ページ）</p> <p>長野市における収納率は全国でも高く有効に債権回収を進めているが、過年度分の未収金は毎年増加傾向にある。後期高齢者医療制度は、平成 20 年度より始まった制度であり、長野県後期高齢者医療広域連合が事業運営の主体である。国民健康保険料は、国民健康保険納付指導員（以下「納付指導員」という。）を置き、嘱託徴収で収納率の向上に貢献している。現在後期高齢者医療保険料の未収金残高は多額ではないが今後の増加傾向を検証した上で、必要と判断した場合は、納付指導員制度の導入を検討されたい。</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>費用対効果も含め、国民健康保険料の徴収とのバランスも考慮し、納付指導員の導入の検討について平成 26 年度末を目途に検討する。 （高齢者福祉課）</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>18. 介護保険料 (監査の結果等) ア マニュアルの整備について【意見】 (報告書306ページ) 「長野市介護保険料の滞納者に対する事務処理要領」、「収納事務に関する事務フロー」及び「給付制限に関する事務フロー及び業務内容・業務量等」について滞納に関する手続が定められているが、収納事務について国民健康保険料基本方針と比較すると、滞納整理プロセスにおいて分割納付、執行停止についての手続が定められていない。これらの手続は分割納付による確実な納付と時効の中断に役立ち、諸調査の結果、換価できる財産がなく、納付能力がないと判断される場合の滞納処分の執行停止は効率的な債権管理に欠かせないと判断される。また、滞納処分については「長野市介護保険料の滞納者に対する事務処理要領」において今後他の自治体を踏まえ検討するとしているが、平成24年度において中核市の42市の内25市が滞納処分を実施している。長野市においては滞納処分は実施されていないが、今後滞納処分を実施する上では、滞納処分の要領を具体的に事前に定めることが求められる。</p> <p>イ 時効の中断について【意見】 (報告書306ページ) 「長野市介護保険料の滞納者に対する事務処理要領」では、介護保険料の徴収権は2年を経過したときは、時効によって消滅するとされ、時効の中断は督促を行った時点で中断し、主に1年以上の滞納者については保険給付の制限等を開始し、時効1ヶ月前に時効通知を発送している。分割納付は納付誓約書によって行われるべきであるが、平成22年度以降の記録はない。時効期間が2年と短いので、時効を中断し確実な納付を図る上でも納付誓約書の提出を求め、それに基づいた分割納付により一部納付させることで債権の回収と時効を中断させる措置を取るべきである。</p>	<p>確実な納付と時効の中断に役立たせるために、「国民健康保険料基本方針」を参考に分割納付、執行停止についての手続を「長野市介護保険料の滞納者に対する事務処理要領」に平成26年度中に定める予定である。</p> <p>また、滞納処分については、他の自治体の動向を把握し、手続等について、平成26年度末を目途に検討する。 (介護保険課)</p> <p>現在、滞納者に対して分納計画はたてているものの、納付誓約書の提出は義務付けていないため、「国民健康保険料基本方針」を参考に「長野市介護保険料の滞納者に対する事務処理要領」に納付誓約書について平成26年度中に定め、必要な者には納付誓約書の提出を義務付けていく予定である。 (介護保険課)</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>19. 長野市民病院診療費 (監査の結果等)</p> <p>ア 簿外の債権管理の継続を解消すべきである【意見】（報告書 312～313 ページ）</p> <p>公立病院において行われる診療は、平成 17 年 11 月 21 日の最高裁判所において私債権とされた。医療事業課では時効年数経過年度末において、債権回収が困難な事例について、不納欠損処理を行い、翌年から簿外で債権管理している。平成 24 年度末現在で簿外管理している債権残高は 37,794,398 円となっている。現在長野市では私債権を議会の承認なく債権放棄できる規定はなく、時効の援用のない債権について不納欠損処理し、簿外で債権管理する方法をこのまま継続して続けることは簿外の債権が増え続け事務の負担を増やし適切ではない。</p> <p>「不納欠損処分は、会計上の処理であり、既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱いであるから、時効により消滅した債権、放棄した債権等についてこれを行うべきである。」（昭和 27・6・12 行政実例）、「仮に徴収可能な歳入につき誤って不納欠損処理がされ、当該処理に係る不納欠損額を表示した決算について議会の認定がされた場合であっても、復活して徴収することができる。」（水戸地裁 平成 19・8・8）、実務上の私債権についての不納欠損処分は時効経過後に債務者の時効援用（民法第 145 条）、自治体としての債権放棄（地方自治法第 96 条 1 項 10 号）、債権者と履行延期の特約を結び（地方自治法施行令第 171 条の 6）、履行延期の特約後 10 年を経て、議会の議決を経ず弁済の見込みがない場合に免除（地方自治法施行令第 171 条の 7）できる。簿外で管理している「長野市民病院使用料手数料条例」で定める債権については、現在地方自治法第 96 条 1 項 10 号で定める法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めがないので、適正な徴収努力をしても実質的に徴収の見込みがなく、</p>	<p>現在、庁内関係課において、私法上の債権管理に関する条例等について研究を進めており、その進捗状況を踏まえながら、長野市民病院診療費に係る簿外の債権についても対応及び処理を行うこととしたい。</p> <p style="text-align: right;">(医療事業課)</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>エ 貸倒引当金の設定について【意見】 （報告書 314 ページ）</p> <p>地方公営企業の新会計基準への移行に際しては、診療報酬債権の評価勘定である貸倒引当金を算定し、資産評価を正しく実施することとなっている。</p> <p>発生後 3 年経過後に時効が成立したとして不納欠損処理し貸借対照表から除外する会計処理は、実際には公債権のように時効が成立しているわけではないので、3 年経過したからといって自動的に貸借対照表への計上が否定されるものではない。しかし、債務者からの時効の援用を待つ、または議会の議決により債権の放棄を行う手続きは実際に容易ではなく、簿外により不納欠損処理後債権管理を行っている。</p> <p>一方時効の援用や議会の議決により債権の放棄ができないからといって計上を続けることは、貸借対照表が正しく実態を反映しているとはいえない。</p> <p>民間の病院や地方独立行政法人の病院については、病院会計準則に基づく決算が行われている。病院会計準則においては、企業の金融商品会計基準に従って貸倒引当金の設定を求めている。長野市民病院においては地方公営企業の新会計基準への移行時において、診療報酬債権の評価勘定である貸倒引当金を算定し、資産評価を適正に実施できるようにする必要がある。</p> <p>20. 水道料金 (監査の結果等)</p> <p>ア 簿外の債権管理について【意見】 （報告書325ページ～326ページ）</p> <p>平成15年10月10日の最高裁判所において私債権とされた。長野市上下水道局では、時効が到来した年度の翌年度当初、破産、所在不明、死亡等で、以降債権の回収が困難な事例について、不納欠損処理し簿外で債権管理している。平成22年度末現在の時効到来済債権残高は73,327,876円である。現在、長野市では私債権を議会の承認なく債権放棄できる規定はなく、時効の</p>	<p>貸倒引当金については、地方公営企業法の制度改正（平成 26 年 4 月 1 日施行）により、平成 26 年度予算から実施している。</p> <p style="text-align: right;">（医療事業課）</p> <p>水道料金は、地方自治体の金銭債権であるため、従来、地方自治法の規定に基づき賦課徴収してきたが、平成15年に最高裁は、「水道料金は、地方自治体の有する金銭債権ではあるが、一般私企業の有する金銭債権と異なるものではないため、民法の規定が適用される。」との考え方を示した。</p> <p>地方自治体の債権は、時効期間の満了と同時に消滅することが地方自治法に規定されているが、民法上の債権は、時効期間が満了しても、債務者が時効の利益を主張（時効の援用）しなければ消滅しない。</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: right;">（続き）</p> <p>援用のない債権について不納欠損処理し、簿外で債権管理する方法をこのまま継続して続けることは簿外の債権が増え続け事務の負担を増やし適切ではない。</p> <p>「不納欠損処分は、会計上の処理であり、既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱いであるから、時効により消滅した債権、放棄した債権等についてこれを行うべきである。」（昭和27・6・12行政実例）、「仮に徴収可能な歳入につき誤って不納欠損処理がされ、当該処理に係る不納欠損額を表示した決算について議会の認定がされた場合であっても、復活して徴収することができる。」（水戸地裁平成19・8・8）、実務上の私債権についての不納欠損処分は時効経過後に債務者の時効援用（民法145条）、自治体としての債権放棄（地方自治法第96条1項10号）、債権者と履行延期の特約を結び（地方自治法施行令第171条の6）、履行延期の特約後10年を経て、議会の議決を経ず弁済の見込みがない場合に免除（地方自治法施行令第171条の7）できる。</p> <p>簿外で管理している長野市水道料債権については、現在地方自治法第96条1項10号で定める法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めがないので、適正な徴収努力をしても実質的に徴収の見込みがなく、かつ、債務者の時効の援用が得られない場合は、法的に債権を消滅させるために、「長野市上下水道局財務規程」の改正又は新しく債権管理条例で定め法的に債権を消滅させることを検討すべきである。また、条例改正までは、簿外管理している債権の総額を上水道事業統計年報等において公表すべきである。</p> <p>例えば豊田市においては、時効期間が経過したものについては、債権が消滅してなくとも、会計上、不納欠損処理することにしたため、平成18年3月30日、同日施行で、豊田市水道事業会計規程を下記のとおり改正した（実質的改正は下線部分追加）。</p>	<p style="text-align: right;">（続き）</p> <p>したがって、居所不明、死亡等により回収不能で、かつ時効の援用が得られない水道料金は、いつまでも未収金として計上され続けることになる。</p> <p>そのため、長野市では最高裁の決定以降、回収不能になった水道料金を不納欠損処理し会計帳簿から削除するとともに、その債権を帳簿外で管理する方法に改めた。</p> <p>しかしながら、監査人の意見にあるとおり、簿外管理債権は、年々累積していくため事務の負担は増大する一方である。</p> <p>この問題を根本的に解決するためには、市が回収不能になった債権を放棄する必要があるが、地方自治法の規定では、議会の議決又は条例の制定が必要である。</p> <p>この課題に取り組むため、現在、庁内関係課において、私法上の債権管理に関する条例等について研究を進めているところである。</p> <p>また、簿外管理債権の概要については、今後、公表することを予定している。</p> <p style="text-align: right;">（営業課）</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: center;">（続き）</p> <p>法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄し、時効等により債権が消滅し、又は収入の未納金で債権の時効期間が経過したものがある場合においては、振替伝票を発行し、当該債権に係る調定年月日、金額、収入科目、調停後の経緯等を記載した文書を添付し決定を受けなければならない。</p> <p>また、伊勢崎市では、地方公営企業関係の債権管理に関する、対象事業の債権（消滅時効について時効の援用を要しない債権を除く。）について消滅時効が完成したときは、債務者が時効の援用を行わない特別な理由があるときを除き、当該債権を放棄することができることとされている。また債権放棄できる事例を「所在不明等」、「破産、倒産等」、「死亡」、「その他」に分類し類型化している。</p> <p>イ 債権管理マニュアルについて【意見】 （報告書326ページ）</p> <p>長野市における料金関係の検針・料金徴収業務は第一環境株式会社に委託している。水道料金等納付誓約書の様式は定められているが実施されている件数は調査票から判断すると少ない。</p> <p>給水停止後の履行延期、分割納付、徴収停止、支払督促、訴訟、強制執行等についての事務処理マニュアルを長野市上下水道局において定め明示すべきである。</p> <p>ウ 貸倒引当金の設定について【意見】 （報告書326ページ～327ページ）</p> <p>地方公営企業の新会計基準への移行に際しては、水道料未収金の評価勘定である貸倒引当金を算定し、資産評価を正しく実施する必要がある。</p> <p>発生後2年経過後に時効が成立したとして不納欠損処理し貸借対照表から除外する会計処理は、実際には公債権のように時効による債権の消滅が成立しているわけではないので、2年経過したからといって自動的に貸借対照表への計上が否定さ</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>水道料金の滞納整理については、督促状の発行のほか、納入通知書の発送から2.5か月後に遅滞なく給水停止を実施し、滞納料金を回収している。</p> <p>しかし、水道料金の徴収事務に関して明瞭に文書化したマニュアルはないため、今後、整備を進める。</p> <p style="text-align: right;">（営業課）</p> <p>地方自治法の改正に伴い、平成26年度から貸倒引当金の計上が義務付けられたため、平成26年度予算においては、水道料金の回収不能見込額を引当所要額に含め措置した。</p> <p>回収不能の水道料金を不納欠損し、会計帳簿外で管理することによって発生する、財務諸表における未収金の額と法律上有する債権の額の不一致については、庁内関係課における私法上の債権管理に関する研究の進捗状況を踏まえながら、私法上の債権放棄の条例化等を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">（営業課）</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: center;">（続き）</p> <p>れるものではない。しかし、債務者からの時効の援用を待つ、または議会の議決により債権の放棄を行う手続きは実際に容易ではなく、不納欠損処理後簿外で債権管理を行っている。</p> <p>一方時効の援用や議会の議決により債権の放棄ができないからといって債権を計上し続けることは、貸借対照表が正しく実態を反映しているとはいえない。長野市においても地方公営企業の新会計基準への移行時において水道料未収金債権の評価に関し貸倒引当金を算定して、会計上と法律上の債権処理を整合させ資産評価を適正に実施できるようにする必要がある。</p> <p>エ 延滞金について【意見】 （報告書327ページ）</p> <p>水道料債権は最高裁判所の決定により私債権であることが確定したが、それ以前は公債権として扱われていた。私債権であることから、延滞金の徴収はされていないが、負担能力のある滞納者にとって、同時に徴収する下水道料金との均衡、同じ私債権の扱いとの公平性、更に市の債権の収納率の向上を図るために、「浜松市税外収入金の延滞金に関する条例」にあるように水道料金についても、一定の減免できる理由を除き延滞金を徴収することができる規定を検討すべきである。</p> <p>21. 下水道使用料 （監査の結果等）</p> <p>ア 延滞金について条例に基づいた運用がされていない。【指摘】（報告書333ページ）</p> <p>下水道使用料については、「市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」に定められている督促手数料100円については徴収されているが、同条例に規定された延滞金の徴収は行われていない。</p> <p>水道料金については、私債権となるため、法律で延滞金の徴収は定められていない。水道料金と下水道料金を同時に徴収され電算システムで対応する場合、システム</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>アで報告したように、水道料金は、私法上の債権であり、「市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」は適用されないため、延滞金そのものを課することはできないが、期限までに納入した者との公平性を図るため、条例を制定することにより、延滞金と類似した徴収金を設けることは可能である。</p> <p>ただし、この徴収金を課すことについては、「21. 下水道使用料」のアで報告するように課題もあり、今後慎重に検討する。</p> <p style="text-align: right;">（営業課）</p> <p>現在のところ、下水道使用料については、延滞金を徴収していない。</p> <p>その理由は、次のとおりである。</p> <p>(1) 延滞金を徴収することによって、本来の目的である使用料本体の回収が先延ばしになってしまうこと。</p> <p>(2) 使用料の管理システムが延滞金に対応していないため、多額の改修費用が発生すること。</p> <p>(3) 下水道使用料では、延滞金計算の結果、延滞金を課すことのできる金額に達することが少ないこと。</p>

措置の通知書

平成 25 年度 包括外部監査 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: right;">（続き）</p> <p>改修費用がかかること、延滞金の徴収と費用対効果が見込めないこと、延滞金の算出や徴収するための事務量の増加等が考えられるが、条例の定めに従い延滞金を徴収している他の債権と公平性に欠いていると考える。第6条で「市長が認めたときは、延滞金の減免をすることができる。」規定があるが減免規定は明示されていない。現状に事務量の増加等は配慮すべきであるが、このまま、現在の延滞金を徴収しないことを継続することは同条例の趣旨を順守していない。条例を改正して免除規定を整備する方法、減免規定を整備し対応する方法、徴収する方法等を検討され適切に債権を管理されたい。</p> <p>イ 債権管理マニュアルについて【意見】 （報告書333ページ） 長野市における料金関係の検針・料金徴収業務は第一環境株式会社に委託している。執行停止されている件数は調査票から判断すると少ない。未納者の多くは所在不明であり、更に破産・倒産等であり債権の回収が非常に困難な債権管理事務を行うことになる。これらの債権は回収すべき債権と区分し、回収できる債権は、履行延期、分割納付により時効を延長し、滞納処分、財産の差押、交付要求、滞納処分の停止、執行停止、滞納処分できなかった場合の時効による不納欠損と適正な滞納整理事務の流れを整備する必要があり、効率的債権回収を図る上で履行延期、分割納付、執行停止、財産差押等の強制換価手続についての事務処理マニュアルを長野市上下水道局において定め明示すべきである。</p>	<p style="text-align: right;">（続き）</p> <p>(4) 以上の事情から、延滞金を徴収している地方自治体が極めて少ないこと。 下水道使用料に係る延滞金については、監査人の指摘にあるとおり、減免規定の運用等について研究し、適切な債権管理の方法を検討する。 （営業課）</p> <p>下水道使用料の滞納整理については、督促状、催告書の発行、訪問催告のほか、悪質な滞納者に対しては、財産の差し押さえを実施して使用料を回収している。 しかし、下水道使用料の徴収事務に関して明瞭に文書化したマニュアルはないため、今後、整備を進める。 （営業課）</p>

